

青森県受動喫煙防止条例案の骨子に対する意見の内容と県の考え方

文章修正等： 本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。
 記述済み： 既に記述済みのもの。
 実施段階検討： 計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。
 反映困難： 反映が困難なもの。
 その他： 質問や感想。計画以外に関する意見。

※ 提出された意見の内容について、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No	意見の概要	県の考え方	区分
1	<p>条例案の骨子において、特に、未成年者や妊産婦への受動喫煙を防止することには大いに賛同できるものであり、協力したいと思います。また、引き続き、事業所としては、改正健康増進法に基づいた適正な喫煙所設置・維持に努め、本条例や青森県がん対策推進条例の趣旨に沿い、事業所を利用する非喫煙者に対する受動喫煙防止を徹底していきます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	<p>その他</p>
2	<p>○「特に、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊産婦に特別に配慮する旨の県独自のルールを定める」趣旨とのことですが、骨子では、“学校等における受動喫煙の防止”において、次の施設について、「特定屋外喫煙場所を定めよう努めなければならない。 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・高等専門学校、保育所・認定こども園・児童福祉施設等、病院・診療所・助産所」と、具体的にはこれしか明記されていません。 特定屋外喫煙場所を定めよう努める旨を条例で定めることは良いことですが、この規定のみでは、せっかく制定する条例の内容としてはあまりに不十分でさびしい内容かと思えます。 ○“趣旨”や“目的”に「受動喫煙を防止するための取組を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康の保持増進に寄与することを目的」とする旨明記していることから、より踏み込んだ具体的内容が含まれるべきと思います。例えば、以下は必須ではないでしょうか。 禁煙飲食店に「禁煙」掲示を義務付け、家庭内、同室内、自動車内などでの子どもたち(及び胎児・妊婦)の受動喫煙防止を規定、子どもたちの利用する観覧場・運動施設・動物園・植物園・遊園地・公園等での禁煙を規定、禁煙でない飲食店などで従業員を受動喫煙から守る内容を規定 ○また、受動喫煙の機会を減らすため、喫煙者の禁煙を促す施策として、禁煙治療費の2/3を助成する制度を設けてはどうでしょうか。禁煙治療費の助成を行っている自治体は増えてきています。 禁煙推進施策の一環として、飲食店内や施設内を全面禁煙とする場合には、その経費を助成し、また、税の控除などの施策を導入してはどうでしょうか。(県内市町村と連携して、必要により国に助成申請するなど) ○青森県の平均寿命は、長らく男女ともに全国最下位で、この要因のひとつとしては、特に喫煙率の高さ(及び受動喫煙に関する施策の不足)があるとの指摘があります。「禁煙、節酒、運動… 国立施設、健康寿命延ばす提言」において、高度専門医療を担う6つの国立施設が、第一優先として「たばこは吸わないこと」「他人のたばこの煙を避けること」を提言しているところです。これらを踏まえ、青森県においても、喫煙者に対する禁煙の勧奨、非喫煙者の受動喫煙ゼロの徹底に関する施策が講じられることを期待しています。 ○青森県では、関係業界の反対により禁煙推進や受動喫煙防止対策が進みにくいようですが、もともとこれらの施策推進に当たり、業界関係者を検討組織の委員としたり、意見を聴取することは間違っていると思います。 健康推進行政は医師会や医療関係団体、公衆衛生専門家、市民団体と連携し進めたいと思います。</p>	<p>健康増進法に基づき、喫煙の際の周囲への配慮など、受動喫煙を生じさせない環境づくりを進めている中において、特に受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に配慮すべきという考え方を踏まえ、本条例案に記載したものです。本条例においては、基本理念に基づき、必要な施策を進めることとしています。</p>	<p>その他</p>

3	<p>子どもや妊婦の受動喫煙を防止することは絶対に大事だと思います。 ただし、喫煙者も県民であり、これを排除するようなやり方、分断される社会はよろしくなく、喫煙場所を設けることで非喫煙者と共存できる対策を県の責務で行うべきだと思います。 また、加熱式たばこについては、においや煙が少ないため、共存に向けたひとつの解決法だと思いますので、今後も条例で規制することはしないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。 なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
4	<p>今回の条例案の内容であれば理解できます。 今後、もし、条例の見直しや改正などがなされることがあれば、次の意見に留意して検討してほしいと思います。 本条例でも規定するように、飲食店など事業者は、その責務を全うしようと思っておりますが、改正健康増進法が施行されて以降は、新たな喫煙場所を作るなど多くの投資をしており、コロナ禍で売り上げが減り大変厳しい状況にある中、その投資が無駄にならないよう、飲食店など事業者の意見も聞き、実情に合った内容としてほしいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	その他
5	<p>“学校等における受動喫煙の防止”中、「施設の管理について権原を有する者」の“権原”は、“権限”ではないでしょうか。</p>	<p>健康増進法でも用いているとおり、施設の管理について法的に権利を有する者という意味で“権原”としていますので、原案のとおりとします。</p>	反映困難

6	<p>“学校等における受動喫煙の防止”で、「児童福祉施設等」の中に保育所が含まれると思いますが、保育所を別に明記している意図は何でしょうか。</p> <p>“学校等における受動喫煙の防止”で、「健康増進法に規定する特定屋外喫煙場所を定めよう努める」施設から国及び地方公共団体の行政機関の庁舎を除いている意図は何でしょうか。</p> <p>県が講ずる“財政上の措置”は努力義務のため、事業者等に及ぼす効果は(事業者等が対策をとる意欲を引き出すには)弱いと思います。</p> <p>意見募集の期間を短縮した理由について、世界禁煙デーは予め決まっており、その時期までに条例を施行する必要があることは自明であり、また、関係機関等との調整などに時間を要したことについて、その相手方が県の関与しない団体でなく、県の内部機関で、単純に内部処理が遅れたということであるならば、意見募集期間は30日間とすべきと思います。</p>	<p>健康増進法で引用する児童福祉法における児童福祉施設には保育所が含まれますが、本条例案の骨子に記載するに当たり、努力義務の対象施設をわかりやすく表すため、保育所を明記したものです。</p> <p>そして、本条例案では、未成年者や妊産婦が利用する施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所)を努力義務の対象としており、行政機関の庁舎は、これらの施設と比べ、未成年者や妊産婦との直接的な関係性が薄いと考えられることから、対象から除いています。</p> <p>また、本条例においては、基本理念に基づき、必要な施策を進めることとしています。</p> <p>なお、県として、条例案に必要な検討や調整等を行った上でパブリックコメントを実施したものです。</p>	その他
7	<p>“学校等における受動喫煙の防止”について、努力規定では実効性に乏しいので、禁止規定とし、違反した場合には罰則を設けるべきと思います。</p> <p>受動喫煙の防止のためには、喫煙率を下げることも必要ですので、県が講じる“支援”や“責務”として、県民等への禁煙支援も加えてください。</p>	<p>健康増進法に基づき、喫煙の際の周囲への配慮など、受動喫煙を生じさせない環境づくりを進めている中において、特に受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に配慮すべきという考え方を踏まえ、本条例案に記載したものです。</p> <p>本条例においては、基本理念に基づき、必要な施策を進めることとしています。</p>	その他
8	<p>最近公共施設等も全面禁煙としているところが多い一方で、その敷地外で喫煙して吸い殻をポイ捨てる人を見かけ、たばこに関する制度に矛盾を感じます。</p> <p>県が条例を作って喫煙者を悪者とするような考え方はよくなく、また、たばこ税による税収を活用して喫煙場所を作るなど、喫煙者に還元すべきと、非喫煙者ながら感じます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

9	<p>たばこの小売店も「望まない受動喫煙」の防止に取り組んでいる中、本条例により、公共施設等における全面禁煙措置を定め、法律を超えた規制をされた場合、ますます喫煙者の立場が厳しくなるとともに、小売店にとっても売上げの減少につながり厳しい状況となります。事業者に対しても配慮をお願いします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
10	<p>事業者として、改正健康増進法の目的「望まない受動喫煙」の防止について賛同しています。また、心身の発達過程で、自ら環境選択や意思表示が困難な乳幼児・子どもの周辺では喫煙すべきではないと考えます。</p> <p>事業者として、20歳未満の喫煙防止活動、「望まない受動喫煙」の防止に向けた喫煙マナーの啓発をはじめ、他事業者への分煙コンサルティングなどを通じて、積極的に協力していきます。</p> <p>ただし、たばこは、長年生活に定着し親しまれてきた合法的大人の嗜好品であり、喫煙するか否かは、健康に関する適切なリスク情報を認識した上で20歳以上の個々人が自ら判断すべきものであると考えます。</p> <p>適切な情報に基づき、大人が自由にたばこを愉しむという選択は尊重されるべきで、仮に、禁煙を目的とした受動喫煙防止規制を検討することがあれば、これは個人の嗜好の問題に行政が介入して個々人の判断を特定の方向に向くよう強制しようとする事で、問題があると考えます。</p> <p>「望まない受動喫煙」防止対策の推進に当たっては、例えば施設を管理する事業者の多様性・自主性が尊重され、喫煙環境をそれぞれが「自由に選択できる」仕組みとなることも重要と考えます。</p> <p>改正法では、施設等の区分に応じ講ずべき措置等が定められているほか、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室等の設置が認められており、法で定めた技術的基準を満たしたものであれば、それらの設置が「望まない受動喫煙」防止のための有効な手段であると考えます。</p> <p>具体的な対策を講じる際には、科学的根拠に基づくことが重要で、いわゆる“三次喫煙”については、厚労省の検討会報告書で、「現段階で三次喫煙による健康影響を示す疫学調査報告は見当たらない」とされていると認識しています。また、加熱式たばこは、改正法において、「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」である指定たばことして扱われ、これに基づき「指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室」の設置を認める経過措置が取られているため、“三次喫煙”や加熱式たばこ等に対して、科学的根拠に基づかない過度な対策はなされるべきでないと考えます。</p> <p>たばこについては、健康の観点から様々な議論がありますが、一方で、たばこは幅広い方々に支持される大人の嗜好品です。また、国・地方の一般財源として大きな税収を賄っており、特に財政状況の厳しい地方自治体への貢献は大きいものと認識しています。受動喫煙防止対策は、青森県のたばこ販売店や葉タバコ農家への影響等も踏まえ、一方的で偏ることなく、バランスの取れた実効性の高いものとするべきと考えます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定子ども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p> <p>なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
11	<p>青森県内の市町村の公共施設では、改正健康増進法の施行を受けて敷地内全面禁煙としているところがありますが、その周辺施設などで喫煙をしている方が見られます。</p> <p>喫煙者が納めているたばこ税を活用して敷地内に喫煙場所を作ること一つの案と考えます。</p> <p>喫煙者を締め出すことばかりでなく、喫煙者と非喫煙者が共存できるよう働きかけることも県の務めではないでしょうか。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定子ども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

12	県内でたばこ店を営んでいます。たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、たばこは悪だという発信はしないでください。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。県もその辺を正しく発信して責務を果たしてください。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他
13	県内でたばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成しています。一方で、未成年者が通う学校や病院には喫煙場所を定めないということですが、その周辺での喫煙が懸念されます。施設内に喫煙場所を作らないのであれば、県の責務において周辺に喫煙場所を設けていく必要があると思います。	本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。	その他
14	県内でたばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成しています。一方で、未成年者が通う学校や病院には喫煙場所を定めないということですが、その周辺での喫煙が懸念されます。施設内に喫煙場所を作らないのであれば、県の責務において周辺に喫煙場所を設ける必要があると思います。	本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。	その他
15	県内でたばこを販売している小売店です。健康増進法で喫煙に対する厳しいルールが設けられたこともあり、たばこの売り上げも減少し経営も厳しい状況にあります。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他
16	県内でたばこを販売している小売店です。健康増進法で喫煙に対する厳しいルールが設けられたこともあり、たばこの売り上げも減少し経営も厳しい状況にあります。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他
17	たばこの小売店も、「望まない受動喫煙」の防止に取り組んでいる中、本条例により、公共施設等における全面禁煙措置を定め、法律を超えた規制をされた場合、ますます喫煙者の立場が厳しくなるとともに、小売店にとっても売上げの減少につながり厳しい状況となります。事業者に対しても配慮をお願いします。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他
18	たばこの小売店も、「望まない受動喫煙」の防止に取り組んでいる中、本条例により、公共施設等における全面禁煙措置を定め、法律を超えた規制をされた場合、ますます喫煙者の立場が厳しくなるとともに、小売店にとっても売上げの減少につながり厳しい状況となります。事業者に対しても配慮をお願いします。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他

19	たばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所が減り、肩身の狭い思いをされています。「望ましい受動喫煙」を防止することは賛成ですが、それは禁煙の場所を増やすことが趣旨ではないと思います。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にやめていただきたいです。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他
20	たばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所が減り、肩身の狭い思いをされています。「望ましい受動喫煙」を防止することは賛成ですが、それは禁煙の場所を増やすことが趣旨ではないと思います。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にやめていただきたいです。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他
21	県内でたばこ店をしています。最近、加熱式たばこを買う客が多くいます。健康増進法をみると、「加熱式たばこは他人の健康を損ねる恐れがあることが明らかでない」と大臣が指定しています。国を超える規制を条例で行わないでください。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 また、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。	その他
22	県内でたばこ店をしています。最近、加熱式たばこを買う客が多くいます。健康増進法をみると、「加熱式たばこは他人の健康を損ねる恐れがあることが明らかでない」と大臣が指定しています。国を超える規制を条例で行わないでください。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 また、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。	その他
23	受動喫煙防止対策のためには喫煙所を作る必要があると考えます。	本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。	その他
24	たばこの小売店を営んでいます。この条例案のままでは反対です。誤った認識に基づき何でも法文化することには疑問があります。条例文案の中で事業者等がおかれている立場に抵抗があります。 非加熱式たばこで非課税のものがあるような情報を見ることもあり、これらは野放しでよいのでしょうか。危険薬物や合成麻薬のように法の目をかいくぐるようになっては大変です。	本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。	その他

25	<p>本条例の内容はあまりに厳しいと思います。たばこを吸う人の事も考えてほしいです。吸う場所もなく、吸うことがとても悪いことだと決めつけているような気がします。法律を超える内容の条例は考え直してください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
26	<p>私はたばこを吸いませんが、たばこは嗜好品なので、お酒とかチョコとかと同じ位置付けだと思っています。その中でたばこだけ“悪”というイメージが付いていると感じます。たばこの話題ではよく健康に着目されますが、身体だけでなく心も含めて健康を意味するものと思います。嗜好品を愉しむことによって心の健康が保たれることもあると思うので、たばこについてだけ、嗜好品としての楽しみを奪ってしまうのは悲しいと思います。考えを聞かせてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
27	<p>たばこの販売をしており、自分も喫煙者です。受動喫煙防止も、各施設等での禁煙も、昨今の世の中の流れからして当然で、私自身も賛成です。しかし、喫煙者も一市民であり、たばこは法律で禁止されているものでないにもかかわらず、喫煙者というだけで、いわば犯罪者扱い、隔離政策のようなことにならないよう、また、感情的な嫌煙者の意見のみ尊重し、過度な締め付けにならないようお願いいたします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
28	<p>県内でたばこを販売している者です。たばこは法律で禁じられているものでないにもかかわらず、たばこが悪だという発信はしないようにしていただきたい。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。青森県はたばこに関する正しい情報発信に努めていただき、喫煙者やたばこ販売店を含む青森県民のため責務を果たしてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
29	<p>県内でたばこを販売している者です。たばこは法律で禁じられているものでないにもかかわらず、たばこが悪だという発信はしないようにしていただきたい。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。青森県はたばこに関する正しい情報発信に努めていただき、喫煙者やたばこ販売店を含む青森県民のため責務を果たしてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
30	<p>県内でたばこを販売している者です。たばこは法律で禁じられているものでないにもかかわらず、たばこが悪だという発信はしないでください。親から受け継いだたばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。売り上げも減る一方ですが、お客様の声に支えられています。県は正しい情報発信をして、条例により法律を超える規制をしないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
31	<p>県内でたばこ店をしています。最近、加熱式たばこを買う客が多くいます。健康増進法をみると、「加熱式たばこは他人の健康を損ねる恐れがあることが明らかでない」と大臣が指定しています。国を超える規制を条例で行わないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 また、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他

32	<p>県内でたばこ店を営んでいます。たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、たばこは悪だという発信はしないでください。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。県もその辺を正しく発信して責務を果たしてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
33	<p>たばこ店を営む三代目です。受動喫煙防止の趣旨には賛成しています。 ただし、未成年者が利用する学校や病院には喫煙場所を定めないようにとのことですが、その周辺での喫煙が心配です。敷地内に喫煙場所を設置しないのであれば、県の責務においてその周辺に喫煙場所を設けるべきと思います。</p>	<p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
34	<p>たばこの健康への影響については言及しませんが、たばこを商品として生活の糧としている方々も少なからず存在しているということを理解してほしいです。自らもたばこの小売業者ですが、業界の中でも知恵を絞って少しでもよりよい方向性を模索している最中ですので、大変勝手なお願いですが、お互いの立場を尊重しながら話し合いを続けていただければと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
35	<p>“県民の責務”について、県民が協力するよう努める「県が実施する受動喫煙防止施策」とは、どのようなことを指すのでしょうか。 また、受動喫煙防止対策は国が制定した法律で定められていますが、それを超える内容の施策を県が講じることがいかなるものかと思えます。</p>	<p>「受動喫煙防止施策」とは、受動喫煙を防止するための取組に関する施策のことを言い、県民等が受動喫煙の防止についての関心と理解を深められるよう県が行う啓発等のことを指します。 また、本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
36	<p>たばこを嗜んで数十年です。毎年のようにたばこ税増税の話題が挙がります。過去も現在も、たばこ税収は様々な分野で貢献していますが、防衛費に充当されるとの話があり、喫煙者へのいじめのように感じます。行政は都合のいい時はたばこ増税を利用し国民の批判をかわしますが、健康増進の施策については、たばこ以外の様々な問題があるにもかかわらず、たばこに特化した対策が講じられます。 防衛費にたばこ税が充当された場合、たばこ一本が国を守る予算を担う一方で、たばこの煙はけむたがられ、さらに条例により喫煙者はますます肩身が狭くなるという矛盾が生じると考えます。 受動喫煙防止対策は重要であり賛同しますが、改正健康増進法の施行で概ね道筋ができ現在に至っているにもかかわらず、県はたばこを利用し健康増進に取り組んでいるパフォーマンスをしているように思います。たばこは合法にもかかわらず、喫煙者を一方的に排除するような行き過ぎた禁煙施策には強く反対します。健康増進対策は総合的に取り組むべきで、喫煙者と非喫煙者が共存できるようなバランスの取れた政策を望みます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他

37	<p>受動喫煙防止の趣旨には賛成ですが、県の条例は厳し過ぎると思います。ただ一方的に喫煙禁止の方向を目指すのではなく、嗜好品をたしなむ喫煙者の権利を阻害しない範囲で徐々に進めるべきと考えます。</p> <p>確かに、短命県から脱却するためには、がん発生の一番の原因と考えられる喫煙や受動喫煙を早急に撲滅することが即効性のある施策かもしれません。</p> <p>喫煙人口の長期減少傾向や近年のたばこ価格の急激な高額化などにより、今後喫煙者は間違いなく減少していきます。加速度的で徹底した対策ではなく、喫煙者にも一定の配慮をした自然減を待つことはできないのでしょうか。</p> <p>日本国憲法にある「個人の尊重と公共の福祉」の両立のためには、状況に応じた分煙化を進めていくことが現実的だと考えます。喫煙者は大口納税者でもあり、たばこ税を活用した分煙施設の設置により、喫煙者の権利はある程度守られるはずです。</p> <p>また、においや煙が気にならないと言われる加熱式たばこについて、人体に与える影響評価が定まっていな中、関係事業者には、健康面への影響が少ない疑似たばこのような商品開発等を望むところです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
38	<p>愛煙家ですが、普段から喫煙マナーや、吸わない人へ迷惑をかけないように注意しています。これ以上の過度な規制には賛成できません。追い詰めないでください。賢明な議論をお願いします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
39	<p>望まない受動喫煙を防止する事には賛成ですが、たばこを吸う人の事を悪い人とする様な厳しいルールをやめてほしいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
40	<p>「県民の健康保持増進」を目的とする「青森県受動喫煙防止条例(案)」とのことですが、なぜ喫煙のみが条例化されるのでしょうか。「県民の健康保持増進」が目的であれば受動喫煙防止はその一部であり、これのみをもって健康保持増進が図られるととられるような明文化は全く理解に苦しみます。県民の代表の県議会議員の方々には、万人受けするお題目にとられることなく、「反喫煙者」「喫煙者」双方の意見を十分吟味していただきたいと思います。</p> <p>未成年者やその関連施設、非喫煙者の「望まない受動喫煙」対策には大賛成ですが、同時に、まだ少ない喫煙者に対する多少の配慮も必要だと思います。</p> <p>がんじがらめに規制するのではなく、一定の喫煙場所を設けることで「多数にやさしい」社会が生まれると思います。お互いを尊重しながら暮らしていくことも大事ではないでしょうか。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

41	<p>望まない受動喫煙を防ぐことには賛成しますし、そのような世の中になることも望んでいます。 ただ、受動喫煙を防ぐことと禁煙を推奨することを混同しない議論や条例となることを期待します。 他県や海外からの観光客が多い青森県だからこそ、綺麗でマナーが行き届き、分煙に先進的な県になることを望んでいます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
42	<p>県内でたばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成しています。 ただし、たばこは法律で禁じられているものでないにもかかわらず、悪だという発信はいかなものかと思えます。最近、加熱式たばこを利用する客も増えており、紙巻きたばこと同じくくりしないでください。禁煙の場所を増やし、これ以上売り上げ減少につながることはやめてほしいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
43	<p>県内でたばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成です。 ただし、たばこは悪だという発信により、たばこ店を生業とする私たちは肩身の狭い思いをしています。県もこれを考慮の上、喫煙環境を整備し、喫煙者の意思も尊重すべきではと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

44	<p>たばこ店を営む愛煙家です。本条例案は喫煙者を撲滅するための外堀を埋めるものと感じます。多様性を重んじる社会にあって、非喫煙者の過度な活動による喫煙の減少により、たばこの生産者や販売店等事業者の多くの営みの破壊につながります。これ以上、喫煙に対する社会の圧力は控えてほしいと思います。過度に偏った規制は住みにくい青森県になります。</p> <p>喫煙は、各人のモラルに任せるべきで、大多数の喫煙者は受動喫煙を生じさせないようわかまえていていると思われ、モラルのない少数の者はいくら規制を設けてもどの分野にもいるものです。</p> <p>また、長寿国の日本において、現在の長寿者の若い頃は今以上に受動喫煙を受けやすい環境だったと思われ、分煙は必要ですが、分煙を含めモラルを持った喫煙が大事であり、規制は最小限にすべきです。短命県返上には禁煙も大事な要素ですが、ストレス、排気ガス、塩分過多、雪害、医療へのアクセス等、様々な要因があると思います。</p> <p>喫煙者からの多額の税収を活用し、行政において受動喫煙防止や分煙に関するCMにより情報発信することがよいと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
45	<p>たばこ店を営んでいます。本条例に反対です。喫煙者は心苦しい思いをしています。喫煙の健康への影響は各人の体質によると思われ、98歳で亡くなるまでタバコを吸い続けた方もいました。私自身は喫煙により血管に影響があり、すでに禁煙しています。しかし、受動喫煙は一部の喫煙者のマナーの問題であると思います。たばこ店でも、吸いすぎや吸い殻をポイ捨てする者に対し呼びかけを行っています。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
46	<p>たばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所が減り、肩身の狭い思いをされています。「望まない受動喫煙」を防止することは賛成ですが、それは禁煙の場所を増やすことが趣旨ではないと思います。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にやめていただきたいです。また、最近、加熱式たばこを買う客が多くなります。健康増進法をみると、「加熱式たばこは他人の健康を損ねる恐れがあることが明らかでない」と大臣が指定しています。国を超える規制を条例で行わないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p> <p>なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他

47	<p>たばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所が減り、肩身の狭い思いをされています。「望まない受動喫煙」を防止することは賛成ですが、それは禁煙の場所を増やすことが趣旨ではないと思います。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にやめていただきたいです。</p> <p>また、たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、たばこは悪だという発信はしないでください。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。県もその辺を正しく発信して責務を果たしてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
48	<p>父から受け継いだたばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所が減り、肩身の狭い思いをされています。「望まない受動喫煙」を防止することは賛成ですが、それは禁煙の場所を増やすことが趣旨ではないと思います。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にしないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
49	<p>たばこ店を営んでいます。たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、たばこは悪だという発信はしないでください。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。県もその辺を正しく発信して責務を果たしてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
50	<p>たばこの小売店も、「望まない受動喫煙」の防止に取り組んでいる中、本条例により、公共施設等における全面禁煙措置を定め、法律を超えた規制をされた場合、ますます喫煙者の立場が厳しくなるとともに、小売店にとっても売上げの減少につながり厳しい状況となります。事業者に対しても配慮をお願いします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
51	<p>たばこ店を営んでいます。たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、たばこは悪だという発信はしないでください。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。県もその辺を正しく発信してください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
52	<p>たばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成ですが、本条例により、公共施設等における全面禁煙措置を定め、法律を超えた規制をされた場合、ますます喫煙者の立場が厳しくなるとともに、小売店にとっても売上げの減少につながり厳しい状況となります。事業者に対しても配慮をお願いします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
53	<p>たばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成ですが、経営は大変厳しく、本条例により法律を超えた規制を行い、喫煙者を排除するようなことはやめてください。</p> <p>国、県、市町村の責務により喫煙場所を設けてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

54	<p>県内でたばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成ですが、一方で、未成年者が通う学校や病院には喫煙場所を定めないということで、その周辺での喫煙が懸念されます。施設内に喫煙場所を作らないのであれば、県の責務において周辺に喫煙場所を設ける必要があると思います。</p>	<p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
55	<p>県内でたばこ店を営んでいます。喫煙の場所や機会の減少、増税によりたばこをやめる愛煙家が増えています。たばこ税を徴収していることを考慮し、愛煙家のことも考えてほしいです。「望まない受動喫煙」を防止することは賛成ですが、それは禁煙の場所を増やすことが趣旨ではないと思います。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことはしないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
56	<p>県内でたばこ店を営んでいます。改正健康増進法の施行により受動喫煙のルールが厳しくなったことにより、売り上げが減少しています。事業者にも配慮をお願いします。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	その他
57	<p>たばこ店を営んでいます。喫煙マナーは以前よりも数段良くなっていると思いますが、マスコミや世間の風潮はたばこの悪いところばかり啓発しとても残念です。たばこ税は、国、県、市町村に大きく貢献しているはずで、県には事業者や市町村に対し、バランスの取れた助言や協力を行ってほしいです。受動喫煙防止には賛同しますが、他の自治体で行っているような喫煙場所の設置を考えてほしいと強く思います。何かにつけてたばこ税増税となり、防衛費にも充当されるとの話もあり、喫煙者への一方的ないじめのような気がします。喫煙者も県民ですので、一方的な考えで排除しないでほしいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

58	<p>たばこ店を営んでいます。喫煙マナーは以前よりも大きく向上しており、自身も受動喫煙について配慮していますが、マスコミや世間の風潮はたばこの悪いところばかり啓発しとても残念です。</p> <p>また、喫煙の場所や機会の減少、増税により、年々喫煙者が減っていると感じます。たばこ税は、県や市町村に大きく貢献しているはずで、喫煙マナーを守っている人も多いことも考慮し施策を講じてほしいです。</p> <p>望まない受動喫煙の防止には賛成しますが、喫煙者の立場が厳しくなるとともに、小売店にとっても売上げの減少につながり厳しい状況となりますので、事業者にも配慮してください。</p> <p>喫煙者を禁煙に導くのではなく、非喫煙者との共存できるよう取り組んでもらいたいです。たばこ店を生業としている私たちや喫煙者が肩身の狭い思いをしていますので、県もその辺を正しく発信して責務を果たしてください。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にやめてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
59	<p>たばこ店を営んでいます。客は喫煙場所がないなどと言い、路上で吸うことがあり、少し考えるところがあります。本当に人の健康を考えるのであれば、たばこを販売しないことが一番ですが、現状で受動喫煙防止のためには、県や市町村に貢献している部分があるたばこ税を活用して行政が喫煙場所を設けることが良いと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
60	<p>たばこ店を営んでいます。売り上げは減る一方で、条例でたばこの害悪を取り上げること結構ですが、事業者の厳しい経営に対する配慮にも取り組んでほしいと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他

61	<p>たばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成しますが、駅前や公園、繁華街、公共施設等、人が多く集まる場所で、非喫煙者に迷惑とならないところに喫煙場所を設けることが、結果的に受動喫煙防止につながると思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
62	<p>たばこ店を営んでいます。たばこの営業許可取得が夢で厳しい条件ながら、若い頃から営業をしています。年を経て現在のたばこを取り巻く環境を見ると、すべての病気の原因がたばこにあると言っているようになりません。専門家の考えは正しいのですが、人それぞれに生きてきた過程があり、食事その他習慣が原因となることもあると思います。たばこは悪だが売るなどは言わず、吸ってはいけないとされ、一方で国が税収を活用する。その狭間で年々先細りとなる事業者が生き延びる術を与えてほしいと思いますし、たばこにより癒される人がいて、喫煙者は十分にわきまえていると思いますので、たばこ文化を絶やさないでもらいたいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
63	<p>愛煙家として加熱式と紙巻きたばこを愛用しています。嗜好品というのは個人の意思だと思いますし、たばこ税を払っているのです、たばこを排除するばかりではなく、喫煙所を行政主導で正式に作っていただけると有難いです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

64	<p>妊婦や子供に対する配慮は既にできていると感じています。マナーの悪い喫煙者を減らすためには、行政が喫煙所の整備を進めるべきであると思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
65	<p>受動喫煙防止の取組には賛同します。配慮すべき対象が未成年者や妊産婦であることも理解できますが、特別の配慮の前に、一人ひとりの人間性(マナー)が一番の問題と思います。県として頑張って短命県返上に取り組んでいるものの平均寿命が最下位、また、条例案でも基本理念において県民や事業者との相互連携を定めていますが、県民に理解してもらうことが最も難しいと思います。その一方で、事業者は決定事項に従うのみであり、肩身が狭く、悲しい感じがします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
66	<p>以前は喫煙者でしたが、昨今のたばこを取り巻く環境は厳しく、全ての責任がたばこにあるような社会となっていると感じます。当初は、全ての場所で喫煙禁止という話を聞いていましたが、社会に存するものには、それを必要とする者と必要としない者が混在しており、例えば、酒などのアルコールも程度によっては危険なものとなる一方で、仲間にとっての潤滑油となる場合もあり、相反する面があります。たばこも同様であり、本条例案は受動喫煙によって影響を受けやすい者を守ることは当然であり、今後、この条例が、相反するものどうしが相互に理解しあうようなものとなることを期待します。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他

67	<p>今回の条例案は条例を作ること自体が目的であるように見え、条例を作ったという誰かのお手柄になっているような気がします。この程度の内容の条例であれば、わざわざ県で条例を作ることには賛同できません。愛煙家の立場も理解してください。</p> <p>近年は県内の役所庁舎には喫煙場所が消え、特に冬場は寒さに震えながら屋外の喫煙場所に向かうなど、苦慮しています。たばこはお茶やコーヒーのように嗜好品のひとつで、愛煙家にとってはストレス解消の手段です。非喫煙者に迷惑をかけないようにしますし、私の知る限りの愛煙家も同様です。</p> <p>県では、条例制定を検討するに当たり、当初の条例案骨子(たたき台)では、たばこは合法にもかかわらず、禁煙法まがいの内容で驚きましたが、最終的には、多方面の意見を聴取した上で、本条例案の形になったものと思います。しかし、本県では、公共施設の敷地内は全面禁煙という法を超えた運用が県やほとんどの市町村で行われており、本来は、法に定める一定の条件を満たせば敷地内の喫煙場所を設置できるはずで、正しい情報発信がなされていません。私見では、喫煙者のマナーは以前と比べ格段によくなっていると思われませんが、一部のマナーが悪い方がいることも否定できません。これは、県や市町村が一方向的に喫煙場所を撤廃してきた対応にも問題があり、公共施設等から喫煙者を追い出し、その周辺での喫煙が増えるといった受動喫煙の問題を助長しているようなものです。法に従い、公共施設や商業施設、繁華街等については、他県で行っているように、非喫煙者に配慮して喫煙場所の設置が必要です。互いに強調し共存できる分煙社会を進め、コロナ収束後の観光客の来県に備え、おもてなし先進県を目指すべきです。</p> <p>県は本条例案について意見を求めています。わざわざこのために条例を作るのではなく、法の遵守を徹底し正しく浸透させることが大事で、未成年者や妊産婦に配慮することはそもそもモラルの問題であり、県が啓発を行うべきだと思います。また、短命県返上を掲げ様々取り組んでいます。喫煙以外にも食生活、酒、健診受診、運動不足等、多くの課題があり、たばこに特化せず、総合的に取り組むべきだと思います。</p> <p>たばこは税金の塊であり、何らかの口実で年々増税され、防衛費に充てるという話もあり、たばこの値上げは喫煙者にとってたまったものではありません。喫煙者に対するいじめです。せめて、たばこ税を活用して非喫煙者に配慮した喫煙場所を設置してください。それでも、喫煙率は行政の諸取組や教育、増税で年々減少傾向をたどります。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
----	---	---	-----

68	<p>公共施設に限らず、喫煙場所が限られているため、自宅と職場以外はたばこを持ち歩きません。だいぶ前から多くの施設が禁煙となったと思いますが、これ以上何を規制しようとしているのか疑問です。これ以上の規制強化については、現状では何が不十分でどのような問題があるのか、どういう検証をしたのか、具体的な公開が必要と思います。県にも多額のたばこ税収があると思いますが、それは、喫煙者がルールを守って喫煙した税金です。多くを望むものではないので、現状維持でよいと考えます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
69	<p>どんな物事でも良し悪し両面があり、たばこだけでなく、酒、薬も副作用や依存性がある場合があるので、啓発するには両面を伝えることが重要で、県には、公正な情報発信をお願いします。喫煙者がまるで悪人のように啓発される風潮は残念で、マナーを守っている人も多くおり、たばこを嗜好品として必要な人も多くいるのに肩身の狭い思いをしていますので、愛煙家の立場も理解してください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
70	<p>喫煙者は自己責任で健康を管理しています。たばこの中には非課税のものがあるのに、最も悪として扱われる紙巻きたばこを吸う喫煙者が納める税収を受動喫煙防止対策に投じることは公平性に欠けるため、非課税のたばこが廃止されるような時期に合わせて見直すべきと考えます。葉タバコ農家にとっては痛手ですが、転作対策を講じ、葉タバコの生産を禁止し、受動喫煙問題が生じないよう政治が動くべきです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
71	<p>喫煙者です。受動喫煙防止対策には反対しませんが、受動喫煙に配慮した上で、喫煙者の立場も尊重し、非喫煙者との協調がある、共存できる分煙社会が目指すべき望ましい姿であり、これを要望します。 たばこは嗜好品であること、たばこ税は自治体財政に多大な貢献をしていることを考慮し、たばこは悪というイメージを持たず共存社会を目指すこと、喫煙者を一方的に排除するのではなく分煙対策を強化すること、喫煙マナーは以前と比べ格段に向上していると思われ、大人のモラルとマナー向上意識を高めるための啓発に注力することを望みます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。 本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
72	<p>嗜む程度の喫煙者ですが、条例案にはもちろん賛成です。特に、学校等における受動喫煙防止は重点的に進めるべきです。県民の健康増進を目指すために受動喫煙の必要なことは当然です。 うわさによれば、県は全国的にも一番厳しい条例を施行すると聞きましたが、過度なものにならないよう心配で、また、たばこ税が防衛費に充てられるという世情や、古くからのたばこ文化等にも配慮した行政の決断に期待するところです。たばこを単なる悪としない、心豊かな青森県であることを祈ります。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他

73	<p>1 タバコ規制枠組み条約(FCTC)の受動喫煙防止ガイドラインで定められた屋内全面禁煙の3条件[分煙不可・例外なし・罰則あり]の早期実施を目標にしてください。</p> <p>→法律の不備を補うための対策であることから、ガイドラインではなく条例を制定する方針にしたことは評価できます。しかし事務所、飲食店など第二種施設における例外措置が残ったままであることから、条約の3条件の早期実現は難しいと言わざるを得ません。</p> <p>2 喫煙可能な飲食店では従業員の受動喫煙を防ぐことができないことから、従業員を雇用している飲食店は全て屋内全面禁煙にしてください。</p> <p>→青森県において全面禁煙の飲食店は23.7%存在するが、全国平均36.4%、東京都47.1%に比べ圧倒的に少なく、また東北6県の中でも最下位となっています(「食ベログ」サイト(https://tabelog.com/)で2022年11月に調査)。既存の小規模飲食店に対して「自主的な取り組み」を求めるだけでは、従業員への受動喫煙をなくすことはできません。東京都や千葉市などと同様に、従業員を雇用している飲食店は例外なく全面禁煙とすべきです。</p> <p>3 喫煙室の設置は受動喫煙防止対策としては不十分で、FCTCガイドラインでも認められていないことから、新たな喫煙室の設置は推奨せず、既存の喫煙室を撤去して屋内全面禁煙にする施設に対して助成金を交付するようにして下さい。</p> <p>→条例の中ではなく別の施策でも構わないので、要請で求めたような喫煙室撤去に対する助成も政策の検討課題に加えてください。</p> <p>4 加熱式タバコもタバコ製品であり、紙巻きタバコに近いニコチンを含有し、その他の有害物質も含まれていることから、紙巻きタバコと同等の規制を行って下さい。</p> <p>→条例案の骨子では加熱式タバコに関する記載がありません。加熱式タバコによる健康被害についてデータが蓄積されつつあります。条例案には加熱式タバコも紙巻きタバコと同様の規制を設けるべきです。</p> <p>5 学校、教育機関、医療機関、行政機関、児童福祉施設を含む社会福祉施設においては、三次喫煙まで防止し、教育・啓発も目的として敷地内全面禁煙にしてください。</p> <p>→庁舎及び議会棟の対策が全国的に問題になっており、県内でも対応が分かれています。民間施設に法律以上の対策を求める条例を制定する以上、行政機関および議会は自ら率先して対策を推進すべきです。以上により、学校の項目に大学も含めて、行政施設の項目に議会棟を加えた上で、「設置しないこと」とすべきです。</p> <p>6 家庭、自動車、通学路、公園、屋外運動施設などにおいて、子どもや妊婦が受動喫煙の被害を受けていることから、これらを可能な限り防止する対策を取って下さい。</p> <p>→条例案において、特に子ども、妊婦、健康上の配慮が必要な者に対する規定を設けたことは高く評価できます。ただし実効性を持たせるためには、「勧告・公表・命令」といった手段により県内全域を日常的に監視して指導することが難しい以上、諸外国の前例と同様に罰則規定を設けることが必要と考えられます。</p> <p>7 この条例案がどのような形で議決されるにせよ、世界の常識であるタバコ規制枠組み条約の3条件[分煙不可・例外なし・罰則あり]から後退した内容になるものと考えられます。その間にも、海外からの観光客、スポーツ大会、各種会議などで青森県の規制の遅れがあらわになるはずで、条例制定後に、可能な限り短い期間(2年程度)で見直し作業と条例の改訂を行うことを、条例文に組み込むべきです。</p>	<p>健康増進法に基づき、喫煙の際の周囲への配慮など、受動喫煙を生じさせない環境づくりを進めている中において、特に受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に配慮すべきという考え方を踏まえ、本条例案に記載したものです。</p> <p>本条例においては、基本理念に基づき、必要な施策を進めることとしています。</p>	その他
74	<p>本条例案は、現状の問題意識とそれを解決するために何を条例で上乗せすべきかという点で目的が不明確になっています。改正健康増進法施行以後の重大な問題は、一つは飲食店における喫煙が例外的に許されていることで、それ以上に大きいのは、家庭や車内における子どもや妊婦の受動喫煙を完全になくすことであり、そのためには、妊婦やパートナーの喫煙を可能な限りゼロにすることであるはずで、</p> <p>この条例案で名指しされた「特定屋外喫煙場所を定めない」とされた公的施設において、喫煙場所を定めないことは当然ですが、県の条例で規制することの意味は希薄です。現状において、ごく一部の例外をのぞき、これら施設において「特定屋外喫煙場所」は設置されていないはずで、ごく一部の例外をなくすためだけにこの条例を定めるのは、ほとんど意味がありません。</p> <p>「県民の責務」の項目において、家庭、事業所、公共の場におけるあらゆる受動喫煙をなくすこと(=これは本来なら県民の喫煙ゼロを達成しなければ実現できません)を明確に示すべきです。</p> <p>このような曖昧かつ実質的な意味を持たない条例を制定することは、2020年の公聴会において青森県タバコ問題懇談会から要請した意見書の内容とはかけ離れており、半歩前進と言うこともできません。以上の理由により、賛同することはできず、全面的な見直しを求めます。</p>	<p>健康増進法に基づき、喫煙の際の周囲への配慮など、受動喫煙を生じさせない環境づくりを進めている中において、特に受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に配慮すべきという考え方を踏まえ、本条例案に記載したものです。</p> <p>本条例においては、基本理念に基づき、必要な施策を進めることとしています。</p>	その他

75	<p>条例制定で市民生活に制約を加える場合は、誰しものが納得できるものであるべきと思います。最近では“三次喫煙”が健康への悪影響があるなどと言う方がいますが、調べると、厚労省としても「健康影響が明らかではない」とする記載がありました。このように科学的根拠が明確ではない事柄を引き合いに出し、ルールを設け、あの手この手で喫煙者を社会的に排除しようという風潮があることを非常に残念に思っています。たばこを吸うことリスクと天秤にかけて喫煙する選択をして、日頃マナーに最大限配慮してたばこを吸い、かつ高額なたばこ税も支払っている立場として、なぜ科学的根拠のないことを言われてしまうのか不思議です。</p> <p>貴県の条例には特段記載はなかったのですが、何か市民生活に制約を設ける場合は、科学的根拠に基づくものだけに限っていただきたいです。</p> <p>また、公共の喫煙スペースも非常に少ないと感じておりますので、行政の方が旗振り役として整備を推進し、非喫煙者に煙が届かない環境(場所があれば喫煙者はそこで吸い、非喫煙者は避けます)を構築していただきたいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
76	<p>健康増進法や他自治体の条例では、単なる受動喫煙と望まない受動喫煙は異なるものとして、丁寧に「望まない」がつけられているので、健康増進法の主旨を把握の上検討すると、全般において、「受動喫煙」ではなく、「望まない受動喫煙」とすべきではないでしょうか。</p>	<p>「望まない」を付すか否かは自治体によって異なりますが、本条例案は、特に未成年者や妊産婦の受動喫煙の防止を趣旨としており、「望まない」か否かを表す意味は小さいため、単純に「受動喫煙」としていますので、原案のとおりとします。</p>	反映困難
77	<p>本条例の目的について、たばこは嗜好品で、喫煙は個人の意思なので、条例で禁煙を定めるものではないと思います。自らはアイコスを愛用しており、周りからもにおいや煙がなく評判が良く、加熱式たばこは健康影響も科学的に明らかでないので対象としないでください。</p> <p>基本理念について、未成年者や妊産婦に限らず周囲への配慮は必要と思いますが、「特別な配慮」の意味として、家やプライベート空間での喫煙を禁止することはやめていただきたいです。周りに吸わない人がいるときは我慢したり、外で吸ったり十分配慮しています。ましてや、子供の前では絶対に吸いませんので、これ以上喫煙者の肩身を狭くすることはしないでください。</p> <p>県民の責務について、県民に責務を問う前に、県の責務として喫煙場所を作ってほしいです。以前青森に行った時、見当たりませんでした。繰り返しですが、これ以上喫煙者の肩身を狭くすることは人権問題だと思いますし、法以上の規制は問題があるのではと思います。</p> <p>啓発について、禁煙したい人がやめれば足りるので、体に悪いと思ひ込み啓発することはむしろストレスで、心身、健康に悪影響があると思います。個人の自由に介入することは憲法上いかなるものかと思われ、受動喫煙で周囲に健康被害が出たという具体的で科学的根拠に基づいた事例を私は知りません。喫煙だけでなく、生活習慣や環境等、様々な要因により病気につながるのではないのでしょうか。禁煙の推奨は絶対にやめていただきたいです。</p> <p>これからも、本当に県民のためとなる政策を検討していただきたいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p> <p>なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他

78	<p>たばこに関しては、これまで度重なる値上げや、喫煙場所が少なくなるなど、厳しく規制されてきています。県は喫煙率の高さと短命を安易に結びつけ、メディア等で禁煙を呼びかけていますが、これに疑問を感じています。</p> <p>たばこの煙に関しても、匂いが多少するくらいでも発がん物質が飛んできているというような誤解と思えることも多くあります。バーベキューの煙や車の排ガス、花火の煙、稲わら焼却などもある中で、なぜたばこを悪者扱いするのでしょうか。受動喫煙と受動吸煙の差は、多くの人を楽しみることができるか否かでしょうか。</p> <p>ルールやマナーを守ることは必然ですが、合法的な喫煙を条例により今以上に厳しくすることは理解できません。たばこは税金集めの道具なので法的に認められているのでしょうか。嗜好品とはいえ、多額の税金を徴収し、一方で厳しい規制を設けることの意味がわかりません。本条例案には大反対です。単に規制するのではなく、知恵を絞ってもらいたいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
79	<p>加熱式タバコを愛用していますが、子供や妊婦はもちろん、喫煙の際は日頃から非喫煙者へ配慮しています。望まない受動喫煙の防止の考えには賛同しますが、法律がある中で条例を作る必要について理解できません。条例を作るよりも観光都市を目指すのならば、喫煙場所が少ないので、青森駅周辺へ非喫煙者に配慮した喫煙所を作ってください。各地に旅行していますが、多くのところは喫煙所があるような気がします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
80	<p>県内でたばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所が減り、喫煙場所を探すのに苦労されています。受動喫煙防止は賛成ですが、喫煙場所が増えれば受動喫煙も減るのではないのでしょうか。人が多く集まる場所に喫煙場所を設置するなど、非喫煙者との共存を望みます。法では喫煙禁止を定めていないので、県も法に沿った行動をお願いします。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

81	<p>80年以上たばこ店を営んでいます。たばこを悪者にするのではなく、支払ってきたたばこ税で客の喫煙場所を作ってもらい、共存してはいかがでしょうか。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
82	<p>たばこ店を営んでいます。たばこは法律で禁じられているものでないにもかかわらず、たばこは悪だという発信はしないでください。たばこ店を生業としている私たちが肩身の狭い思いをしています。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
83	<p>たばこ等の販売店を営んでいます。受動喫煙を防止することには賛成ですが、本条例案は全面的に禁煙ありきで定められており、喫煙者を悪とするのではなく、分煙の方向性を検討してもらいたいと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

84	<p>受動喫煙防止には賛成で、協力もしたいと思います。優良納税者の喫煙者は禁煙場所が多くなり、肩身の狭い思いをしながら公共施設、公共の場において十分ルールを守っていると思われます。喫煙者や小売店のため公共の喫煙所を設けた上で、活動を進めてほしいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
85	<p>県内でたばこ店を営んでいます。たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、健康に害をもたらすと肩身の狭い思いをしています。県において正しい発信をしてもらいたいと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他
86	<p>県内でたばこ店を営んでいます。喫煙場所が減り喫煙者は大変です。私たち小さなたばこ店も大変です。あまりに厳しい条例には反対です。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
87	<p>県内で50年以上小さなたばこ店を営んでいます。昨今はたばこが売れなくなり経営困難です。受動喫煙防止は理解できますが、喫煙者のことも考えてもらいたいと思います。また、たばこ税の値上げは絶対反対です。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他

88	<p>たばこ店を営んでいます。昨今、客がたばこを吸える場所がなくなり、肩身の狭い思いをされています。喫煙者も県民であり、喫煙者を排除するようなことは絶対にやめていただきたいです。また、たばこは法律で禁じられているものでないにも関わらず、悪だという発信はしないでください。最近加熱式たばこを買う客も多くおり、私たちの生業をないがしろにしないでください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>また、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
89	<p>県内でたばこ店を営んでいます。受動喫煙防止の趣旨には賛成ですが、昨今、客がたばこを吸える場所がなくなり、肩身の狭い思いをされています。非喫煙者との共存を考えることが大切だと思います。喫煙者はたばこ税で県や市町村に大きく貢献しているはずなので、それを活用し、喫煙場所を作っていただきたい。喫煙者もマナーの向上に努め、堂々と吸えれば我々の商売が成り立ちますが、現状では衰退の一途です。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
90	<p>県内の農村地帯でたばこ店を営んでいます。受動喫煙を防止するための取組に賛成です。自身は非喫煙者で、たしかに配慮に欠ける喫煙者を見かけることがあります。気持ちよく喫煙しているリンゴ園のようにとまではいいませんが、公共施設や公園、繁華街等、人が多く集まる場所に、非喫煙者に配慮した喫煙場所を設けることが結果的に受動喫煙防止につながると思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

91	<p>喫煙自体は個人の自由意志であり、マナーやモラルの問題を条例で規制すべきでないと考えます。喫煙そのものが制限されれば、売上低迷により廃業するたばこ店が増えることが予想されます。また、非喫煙者と喫煙者の双方にとって快適な街づくりを推進するため、たばこ税を活用して複数の喫煙所を整備する必要があると考えられ、共存を図りながら健康で快適な生活環境の確保を目指すべきです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
92	<p>非喫煙者であり、受動喫煙対策により子どもや妊産婦を守ることは必要だと思えます。ただし、心の健康を求めて喫煙する愛煙家が肩身が狭そうに喫煙場所を探しているところを見かけます。厳しい受動喫煙対策は、思わぬ問題が起こること、たばこ産業に関わる県民がいることなど、心に及ぼす影響があると推察します。法の対策の範囲内で分煙環境を整備し、共生社会を進めるべきと思えます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
93	<p>非喫煙者ですが、喫煙者が締め出されているような状況をあちこちで感じます。互いが理解しあい共存することが望ましいと思えます。喫煙場所を排除するのではなく、受動喫煙にさらされない環境を作ることが大事だと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

94	<p>法を上回る規制を定めた憲法違反の条例にならないことを願います。</p> <p>県民の保持増進のためにまず受動喫煙防止を掲げる科学的根拠がないとすれば悪法であり、個人の自由を侵害する憲法違反であると思います。</p> <p>県民の健康保持増進について、条例を定める以上は、健康の内容が明確に規定されなければまったくのザル法としか言いようがなく、改正前の健康増進法と同じである。</p> <p>県民や事業者の責務について、憲法に保障された個人の自由を侵害するものにならないよう願います。</p> <p>分煙施設を多く設置して自治体へのたばこ税収入を増やした方が県民にとってよりよい方法だと思います。</p> <p>このパブリックコメントが県の初めから結論ありきのアリバイ作りでないことを願います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
95	<p>嗜好品の中で最も矢面に立っているたばこは、気分転換や心の安定を与える良きツールであり、長い文化がありますが、過度な喫煙は身体にとって害となることは当然です。</p> <p>たばこ税は確実な収入源で、従前から様々な用途に活用されており、今後は防衛費に充てられるとの話もありますが、相次ぐ増税と行政の規制による喫煙場所の減少により、喫煙者も減少傾向ですが、肺がん患者は減っておらず、短命県の本県としては問題だと思います。</p> <p>健康増進法は禁煙法ではないので、やみくもに規制を強めることは好ましくなく、税収の低下も考慮したいところですが、一方で繁華街や公共施設等に喫煙場所を増やしすぎてもその管理の問題が生じるので、解決策として、分煙社会を目指すべきで、たばこ税収の一部を活用して、病院や学校等以外の本条例で対象としていない施設や事業者等に対し助成金を交付し、各種分煙設備を設置することがよいと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
96	<p>受動喫煙防止は未成年者や非喫煙者に対する健康対策上必要不可欠な課題であり、そのための受動喫煙防止条例の策定については否定するものではありません。</p> <p>現在は非喫煙者ですが、喫煙者にとって喫煙の我慢は精神的に影響があるため、高率のたばこ税負担にも関わらず喫煙を継続することはやむを得ないことです。</p> <p>また、たばこの生産や販売に従事し生計を立てる者もいるため、喫煙者と非喫煙者の共存を図ることが必要です。</p> <p>喫煙者に対してはルールやマナーを守ることを、非喫煙者に対しては喫煙者の喫煙理由を理解することを啓発し、また、たばこ税収を活用した喫煙場所の設置とルールづくりによって、互いが共存できる社会となることを願います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

97	<p>非喫煙者です。加熱式たばこは、健康増進法では「他人の健康を損ねる恐れがあることが明らかでない」と大臣が指定しているにも関わらず、紙巻きたばこと同じ扱いがなされ、飲食店でも吸えないようになっており、おかしいと思います。</p> <p>県民の健康対策は必要ですが、日本国憲法の個人の自由を侵すような極端な条例にならないようにしてください。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>また、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
98	<p>本条例案に意見は特にありません。</p> <p>やはり体に気をつけることが大事です。お互いがんばりましょう。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	その他
99	<p>喫煙により他人に害を及ぼすことは嫌なので、受動喫煙の防止には賛成です。</p> <p>ただし、あまりに厳しくすると逆効果になる恐れがあります。県は短命県の原因が喫煙のよるものとしていると思いますが、著名な医師の中には、喫煙は原因の一つであるが、生活習慣や食生活の改善こそ必要であるという人がいます。愛煙家を悪者としてたばこ増税する行政手法には疑問があります。分煙社会を目指し、喫煙者がマナーを守り互いが共存できるよう、自らも取り組んでいきたいです。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他

100	<p>40年来の愛煙家で、加熱式たばこを愛用しています。受動喫煙をなくすための取組には賛成ですが、合法的な嗜好品であるたばこを好む喫煙者を排除する施策はいかがなものかと思ひます。</p> <p>できることなら、県や市町村がたばこ税収の一部を活用し、繁華街や公共施設等人が多く集まる場所に受動喫煙に配慮した喫煙場所を設けてもらえればと思ひます。両者が共存できる状況が望ましいと思ひます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p> <p>なお、本条例案では、紙巻きたばこや加熱式たばこに関して、何らかの措置をするなど、特に規定はありません。</p>	その他
101	<p>本条例に反対です。</p> <p>喫煙に反対する団体は因果関係を示さず喫煙の健康への悪影響を主張している中、町の一般財源の数%はたばこ税収です。</p> <p>法律では分煙を認めているので、受動喫煙を防止するには、分煙のための施設を設置し、喫煙者の権利も守り、住みよい青森県にすべきと思ひます。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
102	<p>愛煙家です。喫煙マナーは以前に比べ大きく向上していると感じられ、たばこ税は県や市町村の税収として大きく貢献していると思ひます。</p> <p>世間やマスコミはたばこの悪い面だけ取り上げ、たばこを悪として喫煙者を排除する風潮は非常に残念に思っています。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p>	その他

103	<p>県民の責務を言う前に、県の責務としてたばこ税を活用した喫煙場所を作るべきと思います。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他
104	<p>たばこ店を営んでいます。健康増進法は喫煙に対して厳しすぎます。たばこは身体に悪いと言いますが、なぜ昔から存在するのか疑問に思います。たばこの売り上げが減少する中、店としても喫煙場所を設けていますが、肩身の狭い思いをしています。愛煙家の立場も考え、たばこ税を活用して喫煙場所を設置してもらえないでしょうか。</p>	<p>本条例案は、受動喫煙(他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること)の防止を趣旨としたものであり、その推進のために必要な取組を条例案に記載したものです。</p> <p>本条例案では、健康増進法で原則敷地内禁煙とされている第一種施設において、基準を満たす場合には定めることができる「特定屋外喫煙場所」について、受動喫煙により健康を損なうおそれの高い未成年者や妊産婦に特に配慮するため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所、認定こども園、児童福祉施設等、病院、診療所、助産所では定めないように努める旨を規定するものです。</p>	その他